

※(ホ) 運動で見直す " ならない・悪化しない " 『心臓病（後期講座）』

高血圧や糖尿病、高脂血症、肥満、メタボリック症候群などの生活習慣病は全て心臓病の予備軍であり、当町においても、心臓病を指摘されている方が年々増加傾向となっています。

既に心臓病を指摘されている方は重症化を予防し、生活習慣病を指摘されている方は、心臓病を発症しない為の生活の見直しが大切です。1月31日開催の前期講座に引き続き後期の健康運動講座を行います。ぜひご参加ください。

【日 時】令和6年3月26日(火) 10：00～12：00
【会 場】町民センター大ホール
【内 容】心臓病予防の為の運動指導、血管年齢測定検査
【講 師】竹田綜合病院 佐藤志保先生（心臓病専門理学療法士）
【持ち物】健康ポイントカード、飲み物、上履き
運動実施記録表（前期講座出席者のみ）

☎ 地域包括支援センター ☎ (48) 5045

※(ホ) 公民館講座について

公民館講座を以下のとおり開催いたします。初心者の方や運動の苦手な方でも安心して参加できるプログラムを行っておりますので、ぜひ、ご参加ください。

4月以降の公民館講座は4月発行の「お知らせ版」でご確認願います。

〇らくのびヨガ教室 講師 ヨガインストラクター 上野 沙紀 先生

月 日	時 間	会 場
3月19日(火)	11：00～12：00	町民センター ふれあいの間

☎ 三島町公民館 ☎ (48) 5599

※(ホ) 三島町健康講座について
～目指せ！健康寿命＋10歳（プラステン）～

三島町健康講座「目指せ健康寿命！＋10歳（プラステン）」は、健康づくり・介護予防に関心がある方々や身体機能の低下や健康面に不安がある方が、さまざまなゲームやレクリエーション・ものづくり・運動などをとおして、楽しみながら健康づくりに取り組む定期的な通いの場です。「人と会っておしゃべりがしたい」「とにかく出掛ける場所が欲しい」方も大歓迎です！

内 容	茶話会・テーブルゲーム (参加費 100 円)	元気体操・ 認知症予防ステップ運動 「コグニサイズ」
日 時	3月28日(木) 10：00～12：00	4月4日(木) 10：00～12：00
会 場	町民センター ふれあいの間	
持 参 物	健康ポイントカード、飲み物、筆記用具	

☎ 地域包括支援センター ☎ (48) 5045

※(ホ) こらんしょ運動教室について

体を動かすことを目的とした集いの場を開催いたします。自宅ではやる気が出ない、一人では続かない方も、運動づくりの仲間と一緒に取り組みましょう。

内 容	心身機能向上のためのストレッチ筋力トレーニング	
日 時	3月18日(月)	4月8日(月)
日 時	10：00～11：30	
会 場	町民センター ふれあいの間	
講 師	スポーツクラブ JOYFIT	
持参物	健康ポイントカード、飲み物	

☎ 地域包括支援センター ☎ (48) 5045

自ら考え実行する『美しい地区づくり』を支援します

【令和6年度 三島町地区支援事業補助金】

町では、魅力ある地区づくりに取り組む事業に対し補助金を交付します。地域資源を活用した地区活性化事業や美しい地区づくりの実現のためにご活用ください。以下により申請を受け付け、審査のうえ採否を決定します。なお、地区担当職員が地区の課題の解決や地区資源の発掘・有効活用を支援しますので、お気軽にご相談ください。

〇1次募集期限 **4月8日(月)まで** ※申請状況によって2次募集を行います。

対象事業	町内の地区（行政区）又は地域づくり団体等が行う事業で、次の要件を満たすもの。 ①地区の魅力拡大や課題解決、住民福祉の向上、交流活動の促進など、地区づくりを目的とする事業であること。 ②一時的なものでなく、継続的な取り組みにつながる内容であること。 ③事業主体が地区以外の地域づくり団体の場合は、事業の実施場所となる地区との連絡調整が図られていること。
補助の額	補助対象経費の10分の10以内 （千円未満切り捨て） ※ただし、補助対象経費が、主に委託料・工事請負費・備品購入費に限られる事業の場合、補助の額は5分の4以内とする。 （国・県等の補助採択を受け、その自己資金に当補助金を充当する場合はこの限りでない。） 補助額は上限50万円 ※交付要綱に基づき対象外となる経費があります。
その他	同一地区内から複数の申請があった場合は、その地区内における補助の合計額の上限を50万円とします。 申請書様式や要綱はHPからも確認することができます。

三島町移住定住促進および空き家対策等に関する補助金

町では、移住・定住の促進、集落の維持・活性化、景観の保全等を図るため、空き家の改修・解体または新築・増築のための費用の一部を補助します。

※空き家とは、日常的に居住していない家屋であり、所有者等が日常的には居住せず、年数回程度定期的に利用している場合も含みます。

三島町空き家・住宅取得改修費等補助金（概要）

区 分	①空き家の取得・改修		②住宅の新築	③住宅の改修
	移住・定住	地域活動促進		
補 助 の 対 象	移住・定住に伴う町内に存する空き家の取得・改修（5年以上の定住を伴う場合に限る）	地域活動等での使用を目的とする町内に存する空き家の取得・改修（5年間の利活用計画が策定されている場合に限る）	移住・定住（町外人口流出抑制に資する場合を含む）に伴い、5年以上定住するための住宅の新築	新たに世帯員の増加を伴い、かつ改修後5年以上定住するための町内に存する住宅の増築を伴う改修
補 助 対 象 者	※町税、使用料等の滞納がない者。			
	① 空き家の所有者（購入者の場合は売買契約書が必要） ② 空き家の借主（所有者の同意・賃貸借契約書が必要） ③ ①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要）		①住宅の施主	①住宅の所有者 ②①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要）
補助対象経費	①工事請負費 ②住宅取得費用 ③調査設計費 ④家財処分費 ⑤ハウスクリーニング費 ⑥その他、町長が必要と認める経費 【対象外経費】 ・蔵や倉庫、車庫等の付属構築物 ・新築又は改修の場合、土地購入費 ・補助金の交付決定前に着手した工事など			
補 助 金 の 額	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数切捨て）			
	上限 100 万円	上限 100 万円	①町内の事業者を利用した場合 上限 150 万 ③町外の事業者を利用した場合 上限 100 万	上限 100 万円
留 意 事 項	・ 1 申請者につき申請 1 回となる。 ・ 原則として、町内の事業者により改修、新築を行うこと。空き家の取得・改修又は住宅の新築・改修の場合、改修又は新築後 5 年間は町への経過報告が必要となること（補助金返還となる場合あり）。 ・ 空き家の取得か住宅の新築を申請する方で「来てふくしま住宅取得支援事業」の対象要件（県外からの移住）に該当する場合、補助の額が加算されること。 ・ 「三島町空き家家財処分費等補助金」との併用は、入居者による本補助金の申請に限り可能であること。			

三島町空き家家財処分費等補助金（概要）

補 助 の 対 象	三島町空き家・空き地バンクに登録する空き家等（すでに登録済みの場合も含む）の家財処分及びハウスクリーニング費
補 助 対 象 者	① 空き家の所有者 ② ①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者
補助対象経費	①家財処分費 ②ハウスクリーニング費 ③その他、町長が必要と認める経費 【対象外経費】 ・蔵や倉庫、車庫等の付属構築物分の費用 ・補助金の交付決定前に着手した工事
補 助 金 の 額	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数切捨て） 上限 15 万円
留 意 事 項	・ 1 申請者につき申請 1 回となること。 ・ 所有権等が整理されており、三島町空き家・空き地バンクに2年間登録することが条件であること（補助金返還となる場合あり）。

三島町空き家等解体費補助金（概要）

補 助 の 対 象	利活用の見込みのない空き家や倒壊等のおそれのある町内に存する空き家の解体
補 助 対 象 者	① 空き家の所有者 ② ①の相続人（子、孫など。複数人の場合は確約書が必要） ③ 委任者（委任状が必要） ※町税、使用料等の滞納がない者
補助対象経費	①工事請負費 ②調査設計費 ③家財処分費 ④その他、町長が必要と認める経費 【対象外経費】 ・蔵や倉庫、車庫等の付属構築物 ・空き家の一部解体 ・補助金の交付決定前に着手した工事
補 助 金 の 額	補助対象経費の3分の2以内（千円未満の端数切捨て） 上限 75 万円 ※物件が全壊程度と判断された場合は、上限 25 万円
留 意 事 項	・ 申請者につき申請 1 回となること。 ・ 固定資産台帳に「専用住宅（一般住宅）」と記載されており、所有権を除く物権又は賃借権が設定されていないものに限る。 ・ 原則として、町内の事業者により解体を行うこと。 ・ 解体工事費の基準単価は、15,000 円／㎡を上限とする。 ・ 建築士の状態判断において「全壊」と判断された場合（住家がその居住のための基本的機能を喪失したもの、損壊部分が延床面積の 70% 以上に達した程度のもの）には、補助金の上限が 25 万円となること。 ・ 「三島町空き家家財処分費等補助金」の交付を受けた場合は、当該補助金額を差し引いた額を補助上限として算出すること。 ・ 賃借者が「三島町空き家・住宅取得改修費等補助金」の交付を受け改修した場合は、補助額が減額になる可能性があること。

三島町空き家利活用モデル事業

令和7年度に改修・貸出する空き家を募集します

町では、空き家利活用並びに慢性的な住宅不足を解消し、移住・定住の促進を目的とした「三島町空き家利活用モデル事業」を実施するため、以下の条件で空き家を募集します。

事業概要	町内の空き家を町が 13 年間借り上げ、国・町の予算で空き家の改修工事を行い、町が管理するとともに、移住・定住希望者等への貸し出しを行う事業です。
対象条件	・ 法務局において、不動産登記されている建物 ・ 建物が存する土地が借地でないもの ・ 当該建物及び周囲との関係について、係争事や問題のないもの ・ 三島町防災マップによる土石流・急傾斜・特別警戒区域外であること ・ 屋根、外壁、基礎に著しい損傷のないもの ・ 令和7年3月までに仏壇や神棚を含めて、家財の処分ができること
申込期間	随時募集 ※詳しくは役場地域政策課までお問い合わせください。